

相続時精算課税制度徹底解説 ～相続時精算課税適用財産が値下がりした場合等～ その9

シリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第九回目は、相続時精算課税適用財産が、贈与を受けた後に値下がりした場合や、相続時精算課税適用者が相続税を納付することができないときの連帯納付義務について解説します。

1. 相続時精算課税適用財産が値下がりしていた場合

相続時精算課税による贈与を受けた財産の価額が、相続時精算課税に係る贈与者の死亡までの間に値下がりした場合には、他の共同相続人の相続税の負担にも影響を与えます。

そのため、相続時精算課税によって贈与した財産が、相続開始時に値下がりしていても、贈与を受けた価額によって相続財産に加算されることになるため相続税の総額は高くなり、相続人全員の相続税も連動して増加します。

【設例】

1. 被相続人 父（令和5年3月死亡）
2. 相続人 長男・長女
3. 父の相続財産（相続時精算課税による贈与を除く） 2億円
4. 相続時精算課税による贈与 長男へ平成30年に自社株2億円を贈与した
5. 遺産分割 相続財産は長女が全額相続する
6. その他 自社株は父の死亡時には1億円で値下がりしている
7. 相続税の計算

（単位：万円）

	相続時精算課税贈与が行われた場合			相続時精算課税贈与がなかった場合		
	長男	長女	合計	長男	長女	合計
相続財産	0	20,000	20,000	10,000	20,000	30,000
相続時精算課税適用財産	20,000	0	20,000	—	—	—
課税価格	20,000	20,000	40,000	10,000	20,000	30,000
基礎控除額	4,200		4,200	4,200		4,200
課税遺産総額	35,800		35,800	25,800		25,800
相続税の総額	10,920		10,920	6,920		6,920
各人の算出税額	5,460	5,460	10,920	2,307	4,613	6,920
贈与税控除	△3,500	—	△3,500	—	—	—
納付すべき相続税額	1,960	5,460	7,420	2,307	4,613	6,920
合計（相続税+贈与税）	5,460	5,460	10,920	2,307	4,613	6,920

相続時精算課税によって贈与を受けた財産が値下がりしたことから、贈与をしなかった場合と比較してトータルで相続税は4,000万円重くなってしまいます。さらに、その内訳をみると、長男は税負担が3,153万円（5,460万円－2,307万円）重くなり、相続時精算課税によって贈与を受けていない長女の相続税も847万円重くなってしまいうで、相続人間におけるトラブルが発生することが懸念されますので、どのような影響があるのか、簡単なシミュレーションを行い、相続人全員に書面で説明しておくことが重要です。

2. 相続時精算課税適用者が相続税を納付することができない場合の連帯納付義務

例えば、長男がギャンブルで2億円の借金をしていたので、長男は父から相続時精算課税により金銭の贈与を受け、その資金で借金を弁済したことで、父は遺言書ですべての財産を長女に相続させるとしている（長男は遺留分の放棄の手続きをしています。）とします。

この場合に、父に相続が開始したら相続時精算課税適用者である長男は、相続時精算課税適用財産については父の相続財産に加算され相続税が課されます。しかし、長男は、生前贈与を受けた金銭は借金の返済でなくなっていて相続税を納付できないときなどでは、長女は連帯納付義務（※）により長男の相続税を納付する義務が生じます。

（※）相続税の納付については、一定の場合を除き、各相続人が相続等により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります（相法34①）。
（文責：山本和義）